

(令和6年10月現在)

## 不動産競売事件の申立てについて

千葉地方裁判所民事第4部不動産執行係

☆ 申立書を窓口を持参される場合は、できるだけ午前中に提出してください。

### 第1 管轄 (不動産の所在地を管轄する地方裁判所)

- ・ 千葉県内の不動産に対する競売事件は、松戸支部の管轄事件(松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)を除き、**すべて本庁**に申し立ててください。
- ・ 物件の所在地が、本来の管轄(下図参照)を異にする場合(例：千葉市と佐倉市)は、事件の進行を円滑にするため、各別に申立てをしてください。

本庁	千葉市、習志野市、市原市、八千代市、市川市、船橋市、浦安市
佐倉支部	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
一宮支部	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
木更津支部	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
館山支部	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
佐原支部	香取市、香取郡神崎町、香取郡東庄町、旭市のうち旧香取郡干潟町
八日市場支部	匝瑳市、銚子市、東金市、山武市、大網白里市、山武郡、香取郡多古町、旭市のうち旧香取郡干潟町以外

### 第2 申立手数料 (収入印紙) \* 申立書1ページ目に、消印しないで貼付してください。

- 1 担保不動産競売の場合・・・担保権1個につき**4000円**
- 2 強制競売の場合・・・請求債権1個につき**4000円**  
(例) 被告2名の判決について、両名に対して一通の申立書で強制競売の申立てをする場合は、 $4000円 \times 2 = 8000円$

### 第3 登録免許税

- ・ 国庫金納付書により納付(3万円以下なら収入印紙でも可)した旨の領収証書
- ・ **確定請求債権額**(元本+利息+確定損害金。根抵当権の実行の場合には、確定請求債権額と極度額を比較して、いずれか少額のもの)の**1000円未満**を切り捨てたものに**1000分の4**を乗じて得た額の**1000円未満**を切り捨てる。  
※ 請求債権のない申立て(形式競売等)は、物件の評価額から算出する。

### 第4 予納金額

請求債権額	予納金額
2000万円まで	60万円
2000万円超 5000万円まで	80万円
5000万円超 1億円まで	120万円
1億円超	160万円

注1 物件が5筆を超える場合には、5筆単位で10万円ずつ加算する。(例) 6~10筆：10万円の加算、11~15筆：20万円の加算。ただし、加算後の額は、200万円を上限とする。  
 注2 二重開始事件(申立物件全てについて、民事執行法による先行の競売事件が係属している場合)については、上記にかかわらず、一律50万円とする。  
 注3 特別代理人選任の申立て時は、以上とは別に報酬(原則として5万円+消費税又は10万円+消費税)の予納が必要。

### 第5 予納郵便切手

不要。ただし、保管金提出書送付用として**110円切手**を貼った**返信用封筒**(「**不足料金受取人払**」の表示をお願いします。)を添付してください(代位登記事案にあつては、宛先を記載したレターパックを添付してください)。

第6 提出書類等 ※個人番号(マイナンバー)が記載された書類は提出しないでください。

1 競売申立書	
2 添付書類	
(1) 不動産登記事項証明書 (全部事項証明書又は現在事項証明書) (発行後1か月以内のもの) … <b>原本1部・写し2部</b>	
※ 共同担保目録の記載がある登記事項証明書を提出してください。	
※ 物件が土地、建物的一方だけの場合にも、他方の登記事項証明書も必要。	
※ 物件が敷地権付区分所有建物の場合には、敷地たる土地の登記事項証明書も必要。	
※ 相続代位登記が必要な物件については、申立時には、原本1部の提出で足りる。 (代位登記後、原本1部及び写し2部を提出してください。)	
(2) 公課証明書 … <b>原本1部・写し2部</b>	
※ 申立年度のもの。年初で発行されていない時は前年度のもの。固定資産評価額証明書では不可。非課税不動産については、その旨の証明書が必要。	
※ マンションなどの区分所有建物の場合には、共有持分のある集会所等や規約共用部分も申請してください。	
※ 請求債権のない申立て(形式競売等)は、評価額証明書も必要。	
(3) 商業登記事項証明書 (当事者が法人である場合)	
※ 債権者 発行後3か月以内のもの(資格証明書も可) … <b>原本1部</b>	
債務者・所有者 発行後1か月以内のもの … <b>原本1部・写し1部</b>	
※ 不動産登記記録上と表示が異なる場合には、そのつながりを示す資料(閉鎖事項証明書等)も提出してください。	
(4) 住民票(債務者・所有者が個人の場合) … <b>1部</b>	
※ 1か月以内のもの。個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。	
※ 不動産登記記録上と表示が異なる場合には、そのつながりを示す資料(住民票の除票、戸籍の附票等)も提出してください。	
(5) 代理人が申し立てる場合は <b>委任状・代理人許可申請書</b> (収入印紙500円を貼付)及び <b>社員証明書</b> (使用印鑑の届出を含む。) … <b>各1部</b>	
(6) <b>債務名義(執行文付)正本</b> 及び <b>同正本送達証明書</b> (強制競売を申し立てる場合)	
※ 仮差押えから本執行への移行の申立てである場合は、その旨の上申書(原本1部・写し2部)及び当該仮差押決定正本写し(1部)	
3 目録の写し *物件目録写しの提出は不要です。	
(1) <b>当事者目録</b> … <b>2部</b>	
(2) <b>(担保権・被担保債権)請求債権目録</b> … <b>1部</b>	
4 その他	
(1) <b>公図写し、建物図面写し、地積測量図写し</b> … <b>各2部(法務局から交付された写し(緑色のもの)及びそのコピーの合計2部)</b>	
※ いずれも発行後3か月以内のもの。蛍光ペン等の書き込み、拡大・縮小コピーは不可。公図及び地積測量図は、物件が建物のみの場合も必要。	
※ 法務局に備え付けのない場合は、その旨の上申書(原本1部・写し2部)を提出する。	
(2) <b>物件案内図</b> … <b>2部</b>	
(3) <b>更地上申書</b> (競売物件の土地上に建物がない場合) … <b>原本1部・写し2部</b>	
(4) <b>特別売却に関する意見書</b> (競売申立書の本文に書き込むことも可。) … <b>1部</b>	
(5) <b>続行決定の申立書</b> (滞納処分庁の差押が先行している場合) … <b>1部</b>	
★ 従前、物件が農地等の場合、不動産登記事項証明書や公図の写し等について、各1部ずつ追加して提出していただいていたりましたが、今後は <b>上記部数のみの提出</b> で結構です。	

問い合わせ先

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目11番27号  
 千葉地方裁判所民事第4部(不動産執行受付係)  
 電話 043-333-5261